

「契約書作成実践セミナー」

＜特許権実施許諾契約・特許権譲渡契約編＞

～民法（債権法）改正が実現した場合の影響も含めて～

特に、中小・ベンチャー企業などでは、契約相手からの文案や市販のひな型をもとにして、契約書を作成・確認等している例が多いと思われませんが、そのような場合には、思わぬ抜け落ち等があったり、自社に不利な条項が知らずに含まれていたりするなど、そのまま利用すると危険なことがあります。

これらの危険を回避するには、担当者が、契約書と法律との関係を理解した上で、契約条項の法的なポイントを理解していることが不可欠です。

そこで、本セミナーでは、契約書作成の基本的な考え方を最初に解説した後、特許権実施許諾契約書ならびに特許権譲渡契約書をテーマとして、契約書全体及び個々の条項ごとのポイントを解説し、今後の契約実務に役立てることを目指しました。

また、民法（債権法）改正案が国会に提出されておりますが、この改正が実現した場合に契約実務上与える影響にも触れていきたいと考えています。

具体的な進め方は、下記①～②の受講者参加方式のスタイルを予定しています。

- ① 講師が講座前に仮想事例（及びその事例に基づく契約相手からの契約書案）の課題を与え、受講者がその仮想事例（及び契約相手からの契約書案）に基づき、自社の契約書案を検討し、課題を提出する。
- ② 講師が講座当日に講師案を示し、提出された答案に基づき個々の条項及び関連法規を解説し、ポイントとなる条項のチェックリストを示す。

皆様の多数のご参加をお待ちしております。

【主催】 一般社団法人大阪発明協会

【開催日】 平成28年1月19日（火）10:00～17:00

【開催場所】 大阪大学中之島センター 7階講義室702

大阪市北区中之島 4-3-53 06-6444-2100

【講師】 藤川 義人 氏（弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士）

【定員】 30名（定員になり次第締め切ります。）

【参加料】 会員13,500円（一般21,000円）（テキスト代含、消費税込）

※ 2名以上お申込みの場合、2人目から50%引き（大阪発明協会法人会員のみ）

②(1) 3日以内のキャンセルの場合、受講料はお返しできませんので予めご了承下さい。

(2) 聴講券、納品書又は請求書は、講座開催日の10日前頃に郵送いたします。

(3)他府県発明協会会員でも会員料金で受講できます。

(4)受講者への課題は12月22日(火)にE-mailにて発送いたします。課題提出締切日は1月8日(金)です。詳細は課題発送時にご連絡いたします。

【プログラム】

(1) 特許権実施許諾契約書 (3) 特許権譲渡契約書

【申込方法】 受講者名・会社名・部署名・住所・電話・FAX等を記載の上、FAXで、また、上記ホームページより申込書入手し、必要事項をご記入の上、お申し込みください。

-----切り取り線-----

大阪発明協会 企画サービスグループ行き		FAX 06-6479-3930	
中級向け 知的財産セミナー 申込書			
2016年1月19日開催 「契約書作成実践セミナー ＜特許権実施許諾契約・特許権譲渡契約編＞」			
申込日 平成 年 月 日			
会社名 又は氏名		部署名及び 連絡担当者	
ご住所 〒			
TEL		FAX	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		ご専門 (例)電気機械	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		ご専門 (例)電気機械	
※お申し込み者宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。 ※許可なくして講義内容を録音することを固く禁じます。			

お支払方法 (予納金・現金・銀行振込・郵便振替)

1. 請求書 (要 不要)

振込先銀行 三井住友銀行 大阪本店営業部 普通預金 7900182
三菱東京UFJ銀行 中之島支店 普通預金 0042472
郵便振替口座 00940-7-312572

2. 予納金処理の方 得意先コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会員・非会員の区別(法人会員・個人会員 発明協会 一般)